京都市美術館敷地内自動販売機設置事業者募集要項

京都市では，京都市美術館敷地内に来館者の利便性向上に資することを目的として，自動販売機を設置する事業者（以下「営業事業者」という。）を募集します。

なお，この募集要項には概要のみを記載していますので，募集に参加される方は，必ず詳細を仕様書で確認したうえで，各事項を御承知のうえ，お申込みください。

１　設置場所

設置番号	設置場所	設置面積寸法上限	設置可能台数	最低使用料（税込・平成２６年８月１日から平成２７年３月３１日までの使用料）
①	本館西玄関エレベーター南隣	W1,400×D950×H1,900	１台	５００，０００円
②	事務棟西駐車場隣西側広場内		２台	
			３台	

※　設置場所については，京都市美術館総務課の指示に必ず従ってください。

※　寸法上限には，使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み，空容器の回収箱設置場所を含みません。

※　京都市美術館は現在平成２８年度まで開館を予定していますが,その間も再整備事業に向けた埋蔵文化財調査などを同敷地内で実施しますので,調査範囲によっては,設置場所を移動していただく場合があります。移動先の場所の選定については,美術館総務課と事前に協議を行ってください

なお,移動先の電気工事費用については,本市の負担としますが,自動販売機の移動に係る経費については営業事業者の負担とします。

２　営業事業者

設置番号①②合わせて１営業事業者とします。

３　応募することができる者の資格

次の⑴又は⑵のいずれかに該当する方が，営業事業者に応募することができます。

⑴　京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し，かつ，次に掲げる資格を有している方

ア　清涼飲料水自動販売機の設置業務（営業事業者自らが管理・運営するものに限る。）について，平成２６年３月末現在で３年以上の実績を有していること

イ　応募者又は同一グループ企業が「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

ウ　京都市税，水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

⑵　京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については，次に掲げる資格を有し，か

つ，自己を証明する書類（注）を提出する方

ア　清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について平成２６年３月末現在で３年以上の実績を有していること

イ　応募者又は同一グループ企業が「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

ウ　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと

エ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し，２年を経過しない者及びその者を代理人，支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

オ　京都市税，水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

カ　申出者又は応募者である役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条例同条第５号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

（注）自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については，申し込みに当たって，一部の方を除いて※，下記の書類のご提出をお願いすることになります。

＜申込者又は応募者が個人であるとき＞

- 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から３箇月以内に発行されたもの）
- 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第１号様式）

＜申出者又は応募者が法人であるとき＞

- 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から３箇月以内に発行されたもの）
- 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第１号様式）

※ 印鑑登録証，登記事項証明書の提出を免除する方

１　国内証券取引所上場企業
２　法に基づき，国や地方公共団体から免許，許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
３　その他企業実態について，特別の事情により，上記１及び２に準じて，本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

※　誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第１号様式）の提出を免除する方

１　国，地方公共団体，外郭団体，NPO 法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
２　町内会，自治連合会等
３　指定管理者として指定されている事業者，一般競争入札参加資格者，指名競争入札参加資格者等
４　京都市暴力団排除条例第６条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は，必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

４　設置期間

営業事業者に対する使用許可の期間は，①②とも平成２６年８月１日から平成２７年３月３１日までとします。

なお，平成２７年４月１日以降については，それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合，当初の使用条件を変更しないことを前提として，最長２年（平成２９年３月３１日まで）を限度に引き続き１年ごとに使用許可を更新することとします。

ただし,②については,最長５年（平成３２年３月３１日まで）を限度に引き続き１年ごとに使用許可を更新することとします。

５　使用料

⑴　応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に,応募価格(提案使用料)として,平成２６年８月１日から平成２７年３月３１日までの使用料を百円単位で記入してください。

⑵　使用料の納入

本市が発行する納入通知書により，平成２６年８月１日から平成２７年３月３１日までの使用料の８分の１の金額を毎月１０日（１０日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに納入してください。平成２６年８月１日から平成２７年３月３１日までの使用料の８分の１に１００円未満の端数がある場合は，その端数の金額は初回使用料に含めて納入していただきます。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は，使用許可を取り消します。

なお，この場合において，自動販売機の撤去に要する費用，その他一切の経費は営業事業者の負担となります。

⑶　更新後の使用料

上記４に記載する使用許可の更新が果たされた場合，更新後の使用料については，平成２６年８月１日から平成２７年３月３１日までの使用料の８分の１２の額（１００円未満の端数は切り捨て）を年額とします。

６　取扱商品及び販売価格

⑴　取扱商品

ペットボトル・カン・紙パック等の密閉式の容器又はカップに入った清涼飲料水（ジュース，茶，水，コーヒー，紅茶，乳製品及びこれらに類する商品）とし，酒類の販売は行ってはいけません。

⑵　販売価格

標準販売価格（メーカー小売希望価格）としてください。

７　設置機種等

⑴　①についてはカップ式(紙コップ式)の飲料用自動販売機

②についてはアウトドア型（ペットボトル，カン，紙パック式）の飲料用自動販売機とし，デザインは周辺の景観を配慮したものとしてください。営業事業者を決定した後，デザイン見本をカラーで提出願います。

⑵　ユニバーサルデザインのものとしてください。

⑶　消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機，または,二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機，もしくは,開館時間外（午後５時から午前９時まで）や休館日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた機種としてください。

⑷　電気子メーターを設置してください。

８　維持管理

営業事業者において，自動販売機の設置から商品の補充，メニューチェンジ，空容器の回収・リサイクル，金銭管理，故障時の対応，定期的点検，自動販売機内部，外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

９　申込受付期間

平成２６年７月４日（金）から平成２６年７月１０日（木）必着

10　質問及び回答

⑴　質問（ＦＡＸ又は電子メール）

平成２６年７月４日（金）から平成２６年７月６日（日）まで

⑵　回答

回答につきましては，質問の受付日から起算して２営業日以内に京都市美術館のホームページに掲載します。

11　営業事業者の決定

⑴　決定方法

本市が設定した最低使用料以上で，最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

⑵　決定予定日

平成２６年７月１３日（日）頃の予定

⑶　決定後の公表

京都市美術館ホームページにおいて営業事業者の決定状況を掲載します。

12　特記事項

平成２６年９月中下旬に開催する「岡崎ハレ舞台」において「南玄関エントランス」に臨時の移動カフェを２日間設置する予定です。

また，平成２７年春の桜ライトアップに合わせて同様の臨時のカフェの設置を予定しています。

13　京都市美術館について

所　在　地	〒６０６‐８３４４　京都市左京区岡崎円勝寺町　岡崎公園内
敷地面積	本館２４，３３１㎡
展示概要	京都画壇を代表する日本画や工芸を中心に近・現代の作品約 3,000 点を所蔵。市主催展コレクション展年間２回, 全国公募展１回, 日展や院展などの全国巡回展年１回, 海外展年約２～３展。高校・大学の卒業制作展, 貸館団体年間 130～140 団体使用。 年間入場者数過去５年約７０万人～１３０万人。
観覧料	主催・共催展及び貸館団体により無料から 1,500 円程度まで，団体(20 名以上)割引あり）高・大生, 小・中学生も同様(市内にお住いの小中高生は主催展無料) 市内在住の 70 歳以上の高齢者についても主催展無料。その他, 京都市キャンパス文化パートナーズ制度参加大学の学生等割引あり。
開館時間	午前９時～午後５時(入館は午後４時３０分まで)
休　館　日	月曜日（月曜日が祝日の場合は開館）及び１２月２８日～１月２日

【問い合わせ先】

京都市美術館 総務課（担当：石飛（いしとび）・井口（いぐち）・田中（たなか））
〒６０６－８３４４　京都市左京区岡崎円勝寺町　岡崎公園内
電　話（０７５）７７１－４１０７
ＦＡＸ（０７５）７６１－０４４４
市美術館ホームページアドレス http://www.city.kyoto.jp/bunshi/kmma/